

## 個別事業計画書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

| 事業名         | 母子生活支援事業   |  | 細事業名                |                              | 新継区分   | 継 続                                   |
|-------------|--|--|---------------------|------------------------------|--|---------------------------------------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る  |  | 根拠法令等               | 児童福祉法                        |  |                                       |
|             | 1 安心して子育てできるまちをめざす   |  |                     | 南丹市母子生活支援施設入所に要する費用の徴収に関する規則 |  |                                       |
|             | (1)地域全体で子育てを支援する仕組みづくり   |  |                     |                              |  |                                       |
| 事業実施期間      | 平成 20 年度 ～ 平成 22 年度  |  | 年度                  | 当該年度における事業の実施内容              | 当該年度に目指す成果・効果  | 事業費                                   |
| 現状の課題       | 母子家庭の児童の福祉を支援するため、母子を施設に入所させる必要がある。<br>ひとり親家庭の生活の自立を支援する必要がある。                           |  | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成20年度                       | 母子家庭やこれに準じる家庭の児童が養護に欠ける場合に、申込みにより母子を母子生活支援施設(母子寮等)に入所させる。<br>ひとり親家庭の生活の自立を支援する各種事業を実施する。 | 母子家庭等の母親と児童の自立と福祉の増進を図る。<br><br>2,392 |
| 具体的な実施内容    | 母子家庭やこれに準じる家庭の児童が養護に欠ける場合に、申込みにより母子を母子生活支援施設(母子寮等)に入所させる。<br>ひとり親家庭の生活の自立を支援する各種事業を実施する。 |  |                     | 平成21年度                       | 母子家庭やこれに準じる家庭の児童が養護に欠ける場合に、申込みにより母子を母子生活支援施設(母子寮等)に入所させる。<br>ひとり親家庭の生活の自立を支援する各種事業を実施する。 | 母子家庭等の母親と児童の自立と福祉の増進を図る。<br><br>2,414 |
| 事業の目的       | ひとり親家庭等の生活を支援する。   |  |                     | 平成22年度                       | 母子家庭やこれに準じる家庭の児童が養護に欠ける場合に、申込みにより母子を母子生活支援施設(母子寮等)に入所させる。<br>ひとり親家庭の生活の自立を支援する各種事業を実施する。 | 母子家庭等の母親と児童の自立と福祉の増進を図る。<br><br>2,414 |
| 事業の効果       | 母子家庭等の母親と児童の自立と福祉の増進に寄与する。   |  |                     |                              |  |                                       |